

この度は、「第 101 回 薬剤師国家試験 回数別既出問題集〔改訂版〕」をご購入いただき、誠に有難うございます。

本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### 薬学ゼミナール編集 第 101 回 薬剤師国家試験 回数別既出問題集〔改訂版〕 補足及び訂正一覧表

下表は、2022 年 4 月の麻薬及び向精神薬取締法改正に伴う変更となります。

	訂正前	訂正後
P84 問 75 解説 4 3 行目	……都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合には、在庫不足で調剤できないときに限り、当該共同申請をした麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受が可能となる。	……、都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合であって、①麻薬の在庫不足のために調剤できない場合で、当該不足分を補足する場合、または②麻薬卸売業者から譲り受けて 90 日を経過した麻薬の場合に、譲受・譲渡が可能になる。

下表は、2022 年 4 月の調剤報酬改定に伴う変更となります。

	訂正前	訂正後
P215 問 148 解説 4 表下	※最初に分割調剤を行った保険薬局とは別の保険薬局に処方箋を持参した場合には、所定の調剤基本料(9～42点)が算定される。	※最初に分割調剤を行った保険薬局とは別の保険薬局に処方箋を持参した場合には、所定の調剤基本料(7～42点)が算定される。